

養子離縁届の提出における注意点

届出の種類	養子離縁 (協議離縁)	養子離縁 (調停離縁, 裁判離縁)
届出期間	養子離縁する日	確定の日から 10 日以内
届出人	養親と養子(15 歳以上は本人, 15 歳未満は離縁後の親権者)	申立人
必要なもの	・ 養子離縁届 ・ 届出人の署名、押印 ・ 養親と養子の戸籍謄本(本籍地以外に届ける方のみ) ・ 家庭裁判所の許可書の謄本(養親が死亡しているときのみ) ・ 離縁届書には、成年の証人 2 人の署名押印 ・ 養親及び養子又は養子の法定代理人のパスポート(日本にいる外国人の方で国籍を確認する必要があるときのみ)	・ 養子離縁届 ・ 届出人の署名、押印 ・ 養親と養子の戸籍謄本(本籍地以外に届ける方のみ) ・ 調停調書謄本(調停離縁) ・ 審判書謄本又は判決謄本と確定証明書(裁判離縁) ・ 外国語の証明書のときは訳文を添付 ・ 届出人のパスポート(日本にいる外国人の方で国籍を確認する必要があるときのみ)
届け出る際 のご注意	・ 養子縁組してから離縁するまで 7 年以上経ている方は離縁後に縁組前の姓に戻らず、縁組中の姓をそのまま称することができます。 ・ その場合は、別途「離縁の際に称していた氏を称する届」(戸籍法 73 条の 2 の届)を届け出てください。なお、届出は離縁届と同時に提出するか、離縁届提出後 3 ヶ月以内であれば可能です ・ 届書中の住所は住民登録されている住所を記入してください。	

☆本人確認

平成15年12月1日(月) から婚姻・協議による離婚・養子縁組・協議による養子離縁・転籍届については本人確認を行っています。来庁する方(届出人または使者)の身分証明書を提示してください。

◎身分証明書とは

運転免許証、パスポート、住民基本台帳カードなど、顔写真が貼付された官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書(有効期間内のものに限る)

☆不明な点は、飯山市役所市民課(TEL0269-62-3111 内線151)までお尋ねください。